

駐車場再編事業アドバイザリー業務委託  
プロポーザル選定要領

(目的)

第1条 この要領は、「駐車場再編事業アドバイザリー業務委託（令和7年度～令和9年度）」を委託する者の選定にあたり、プロポーザル方式による企画提案の内容を公平かつ客観的に審査し、最適な受託者を選定するための方法について、必要な事項を定めるものである。

(選定業務)

第2条 駐車場再編事業手法検討業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、次条から第5条に定める方法により選定業務を行う。

(選定方法)

第3条 選定委員会は、選定会議を開催し、プロポーザルに参加する者が提出した企画提案書等について、評価基準書<sup>資料5</sup>に基づき、評価表<sup>資料6</sup>を用いて採点する。

選定委員会は、前項の規定により各委員が採点した結果に基づき、次条に規定する評価方法により企画提案書の順位を決定する。

(企画提案の評価方法)

第4条 企画提案の評価は次の各号により行う。

(1) 各選定委員は、評価基準書<sup>資料5</sup>に基づき、価格評価以外の各項目について、次の配点基準により5段階で基礎点を採点する。

配点基準	配点
想定より非常に高いレベル／優秀である	5
想定より高いレベル／満足できる	4
想定していた程度／平均点（基準点）	3
想定より低いレベル／物足りない	2
想定より非常に低いレベル／提案がない	1

(2) 各委員は、項目ごとの基礎点に、重要度に応じて設定した1～2までの係数を乗じることにより、項目ごとの評価点を算出する。

(3) 各委員の評価点合計は、次の方法で算出する。

現状把握＋提案事項＋業務遂行能力・意欲等＋価格評価

(4) 各委員の評価点合計に基づき、次の方法で順位を決定する。

ア) 委員ごとに評価点合計の高い順に順位をつける。ただし、評価点合計に同点の者がある場合は、「提案事項」の得点が高い者を優位とする。更に同点の場合は、「業務遂行能力」

→「現状把握」→「実績・資格・専門性」→「価格評価」の順に得点が高い者を優位とする。

イ) 次に各委員がつけた順位を順位点として、集計表<sup>資料7</sup>により順位点を集計し、順位点の合計数値の低いものを上位として順位をつける。

(受託候補者の選定)

第5条 選定委員会は、前条の規定により選定した結果、順位が1位の者を受託候補者として選定する。なお、順位1位の者が2者以上ある場合は、その順位1位の者で価格評価点を除く採点合計により、前条第4号ア) 及びイ) の方法で順位点を集計し、最も数値の低い者を受託候補者として選定する。それでもなお差がつかない場合は、選定委員長が選定委員会に諮って決定する。なお、選定委員の1名以上が価格評価を含まない合計得点を42点未満とした場合に

は、委員長が選定委員会に諮って、当該企画提案者を受託候補者として決定しないことができる。

(審査結果の通知)

第6条 受託候補者を選定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

- (1) 審査結果(順位)
- (2) 企画提案者数
- (3) 受託候補者名
- (4) 受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨